

令和 4 年 9 月

伊那市議会定例会 議員提出議案書

令和 4 年 9 月 1 6 日

令和 4 年 9 月伊那市議会定例会議員提出議案 目次

議員提出議案第 8 号	不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書の提出について……………	4
議員提出議案第 9 号	地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について……………	7
議員提出議案第 10 号	安倍元首相の国葬の中止を求める意見書の提出について……………	10
議員提出議案第 11 号	国葬に関し明確な根拠となる法整備を求める意見書の提出について……………	12

議員提出議案第 8 号

不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済
的支援制度の確立を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理
大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、内閣官房長官及び関係機関に
対し、不登校児童生徒に対して多様な学習機会確保のための経済的支援制
度の確立を求める意見書を、別紙のとおり提出する。

令和 4 年 9 月 16 日提出

伊那市議会議員 田 畑 正 敏

〃 小 林 眞由美

〃 高 橋 明 星

〃 吉 田 浩 之

〃 唐 澤 千 明

〃 飯 島 光 豊

(提案理由)

口頭にて説明

不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書

令和２年度の義務教育段階における不登校児童生徒数は全国で 19 万 6,127 人と 7 年連続で増加しており、長野県内でも約 3,800 人が不登校と、依然高水準で推移しています。

また、不登校の定義となっている年間欠席 30 日以上の条件に当てはまらないが、保護者や学校の配慮により出席扱いとなっているなど、事実上の不登校児童生徒数も鑑みると、潜在的な不登校児童生徒も多数存在していると考えられます。

このような中、フリースクール等の民間施設を利用する家庭については、利用料などの経済的負担に加えて、近隣に民間施設がない場合には、遠方への通学のための身体的、時間的負担、心理的負担も抱えています。

多様な学習機会を提供する民間施設への需要が高まっているのに対し、民間施設を設立するための経済的支援制度は一部の自治体が制定しているに留まっており、必要な資金が確保できず設立を断念している個人や団体も少なくないと考えられます。

このことから、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律第 3 条の基本理念の第 2 号に規定される「不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること。」が果たされているとはいえない状況であり、早急な具体的対策を講じる必要があると考えます。

以上のことから、国においては、不登校児童生徒の多様な学習機会を確保するため、下記事項が実現されますよう、強く要請いたします。

記

- 1 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律制定の際に衆議院文部科学委員会と参議院文教科学委員会がそ

れぞれ附帯決議した「不登校の児童生徒が、いわゆるフリースクール等の学校以外の場において行う多様な学習活動に対しては、その負担の軽減のための経済的支援の在り方について検討し、その結果に基づき必要な財政上の措置を講ずること」を進めること。

- 2 いわゆるフリースクール等民間施設の設立及び運営補助金等の経済的支援制度の確立を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和4年9月16日

伊 那 市 議 会

議員提出議案第9号

地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生、経済財政政策）及び関係機関に対し、地方財政の充実・強化を求める意見書を、別紙のとおり提出する。

令和4年9月16日提出

伊那市議会議員 田 畑 正 敏

〃 小 林 眞由美

〃 高 橋 明 星

〃 吉 田 浩 之

〃 唐 澤 千 明

〃 飯 島 光 豊

（提案理由）

口頭にて説明

地方財政の充実・強化を求める意見書

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化の進展にともなう子育て、医療・介護など社会保障制度の整備、また人口減少下における地域活性化対策、脱炭素化をめざした環境対策、あるいは行政のデジタル化推進など、より新しく、かつ、極めて多岐にわたる役割が求められつつあります。

これらの多様なニーズへの対応と行政サービスの質の確保を実現するためには、政府が地方公共団体の財政需要を的確に把握し、これに必要な地方交付税等の一般財源総額を確保することが不可欠です。地方公共団体においては、新型コロナウイルス感染症の影響により税収の大幅な減少が見込まれる一方で、「地域経済の活性化・雇用対策」「デジタル化の推進」等に加え、国土強靱化と防災・減災事業の実施を踏まえた財政運営が求められています。

以上のことから、国においては、地方公共団体がその担うべき役割を確実に実現するため、地方財政全体の安定確保に向けて、下記事項について対策を講ずるよう、強く要請いたします。

記

- 1 一般財源総額の確保に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策、デジタル化の推進、地域経済の活性化・雇用対策、社会保障、人口減少対策、国土強靱化等の地方公共団体の財政需要を的確に把握し、反映させること。
- 2 とりわけ、子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充を図ること。
- 3 地方交付税による財源調整機能及び財源保証機能の強化を図るとともに、臨時財政対策債に頼らない地方財源の確立に引き続き取り組むこと。

- 4 地域間の財源偏在性を是正するための抜本的な解決策を協議すること。
- 5 地方財政計画における「まち・ひと・しごと創生事業費」を、持続可能な地域社会の持続・構築のため継続・拡充すること。
- 6 会計年度任用職員制度の運用においては、当該職員の処遇改善が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどし、さらなる財政需要を十分に満たすこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和4年9月16日

伊 那 市 議 会

議員提出議案第 10 号

安倍元首相の国葬の中止を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣に対し、安倍元首相の国葬の中止を求める意見書を、別紙のとおり提出する。

令和 4 年 9 月 16 日提出

伊那市議会議員 飯 島 光 豊

〃 高 橋 姿

〃 柳 川 広 美

(提案理由)

口頭にて説明

安倍元首相の国葬の中止を求める意見書

政府は、安倍元首相の葬儀を国葬とし、令和４年９月２７日に日本武道館で行うことを閣議決定しました。しかし、戦前の法的根拠であった国葬令は戦後失効しており、国葬の要件を定めた法律もなく、法的根拠のない国葬の実施を国会で議決することなく、政府が独断で決定したことになります。

何よりも憲法に反し、また行政は議会において成立した法律によって行われなければならないとする法治主義にも、国会での議決も経ないままに国葬を行うことになれば国民の税金が多額に費やされ、国家が財政活動を行う際は国会での議決が必要であるとの財政民主主義の原則にも反するもので、国民の理解が得られるかは疑問が残ります。

戦後の首相経験者の葬儀をみても、国葬は吉田茂氏のみで、そのほとんどが政府と自民党の合同葬となっています。安倍元首相の葬儀については、国民の賛否は二分しており、国民の厳しい経済情勢を鑑みても、全額国費負担となる国葬は中止すべきです。

よって国においては、上記の問題点を考慮し、令和４年９月２７日に予定される安倍元首相の国葬を中止するよう、強く要請します。

以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出いたします。

令和４年９月１６日

伊 那 市 議 会

議員提出議案第 1 1 号

国葬に関し明確な根拠となる法整備を求める意見書の提出について

地方自治法第 9 9 条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官に対し、国葬に関し明確な根拠となる法整備を求める意見書を、別紙のとおり提出する。

令和 4 年 9 月 1 6 日提出

伊那市議会議員 宮 原 英 幸

〃 唐 澤 千 明

〃 田 畑 正 敏

〃 三 澤 俊 明

〃 伊 藤 のり子

〃 湯 澤 武

(提案理由)

口頭にて説明

国葬に関し明確な根拠となる法整備を求める意見書

この度の安倍元首相の国葬に関し、その決定経緯などについて多くの国民が疑念を抱いています。政府は、安倍元首相の死後、わずか6日後に国会の承認もなく国葬実施を発表しました。長く首相を務めた現役政治家の非業の死に際しては、哀悼の意を持つ国民は多いと思われます。とはいえ、その決定経緯については、2か月近く国会での説明もないまま、9月8日になって、ようやく国会閉会中審査において説明がなされました。しかし、主権者たる国民の共感を得る内容とは言えないものでした。

よって、民主主義と法治国家の価値を損なうことのないよう、国葬に関し明確な法的根拠を整備することを、強く要請いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和4年9月16日

伊 那 市 議 会